

議案第 4 7 号

天理市福祉センター条例の一部改正について

天理市福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成17年12月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市福祉センター条例の一部を改正する条例

天理市福祉センター条例（昭和49年 7 月天理市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（事業）

第 3 条 天理市福祉センター（以下「福祉センター」という。）は、次の事業を行う。

- （1） 市民の教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- （2） 老人の生活相談、健康相談及び機能回復訓練の実施等に関すること。
- （3） 心身障害者の機能回復訓練の実施及び健康管理等に関すること。
- （4） その他市長が必要と認める事業

第 8 条を第13条とする。

第 7 条を次のように改め、同条を第12条とする。

（目的外利用の禁止等）

第 7 条 利用者は、許可を受けた目的以外に福祉センターを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第 6 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第 1 項中「使用許可」を「利用の許可」に、「使用者」を「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「使用料を」を「額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に」に改め、同条第 2 項中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第11条とする。

4 地方自治法第244条の 2 第 8 項の規定により、市長は、指定管理者に第 1

項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第5条の見出しを「(利用の制限)」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第10条とする。

第4条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、福祉センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手續)

第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、福祉センターの設置の目的を最も効果的に達成することができることを認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 福祉センターの利用時間及び休館日は、規則で定める。

(業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 福祉センターの利用の許可等に関すること。
- (3) 福祉センターの維持管理(大規模な改修に係るものを除く。)に関すること。

(4) その他福祉センターの管理に関し市長が必要と認める業務

別表中「第6条関係」を「第11条関係」に、「福祉センター使用料」を「福祉センター利用料金」に、「市内の老人・福祉団体」を「市内の老人及び福祉団体」に、「山辺広域圏の老人・福祉団体」を「山辺広域圏の老人及び福祉団体」に、「老人・福祉団体、山辺広域圏」を「老人及び福祉団体並びに山辺広域圏」に、「福祉センター入館料」を「入館料」に、「使用」を「利用」に、「一室」を「1室」に改め、同表備考第2号中「使用料」を「利用料金」に、同表備考第4号中「使用時間」を「利用時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の天理市福祉センター条例(以下「新条例」という。)第5条及び第6条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の天理市福祉センター条例第4条の規定に基づき受けている天理市福祉センターの使用に係る許可については、新条例第9条の規定により指定管理者が許可したものとみなす。